

<ご注意いただきたい事項 ～必ずお読みください！>

⚠️ ご注意いただきたい事項

変額個人年金保険の投資リスクについて

この保険は、積立金額および年金額等が特別勘定資産の運用実績に応じて変動（増減）するしくみの変額個人年金保険です。特別勘定資産の運用は、投資信託を利用して国内外の株式・公社債等で行っており、株式および公社債等の価格変動と為替変動等に伴う投資リスクがあります。特別勘定資産の運用実績が積立金額に直接反映されますので、このリスクはご契約者に帰属し、ご契約者が損失を被ることがあります。運用実績によっては、お受け取りになる年金の合計額やご契約を解約した場合の解約払戻金額等が一時払保険料等を下回る場合があります。

諸費用について

【積立期間中および年金支払期間中】

- ・契約初期費:一時払保険料に対して5.0%
- ・保険関係費:特別勘定の積立金額に対して年率2.55%
- ・運用関係費:投資信託の純資産額に対して年率0.2625%程度（税抜0.25%程度）
- ※運用手法の変更、運用資産総額の変動等により、将来変更される可能性があります。

【一般勘定年金支払期間中】（一般勘定で運用する年金に変更された場合にかかります。）

- ・年金管理費:年金額に対して1.0% ※年金管理費は、将来変更される可能性があります。

受取総額保証金額について

受取総額保証金額は、年金支払開始日以後に年金受取人に特別勘定終身年金でお受け取りいただくことを前提とした保証金額であり、積立期間中にご契約を解約する場合、もしくは、年金支払期間中に年金を一括でお受け取りいただく場合には、保証されておりません。なお、受取総額保証金額を一括でお受け取りいただくことはできません。

受取総額保証金額について

受取総額保証金額とは？

- 年金額の算出の基準となる金額です。
- 年金支払開始日以後における「既払年金累計金額」と、被保険者がお亡くなりになった場合の「死亡一時金額」の合計金額の、最低保証金額のことをいいます。
- 受取総額保証金額は、下記のうち最も大きい金額となります。

年金支払開始日における
ロールアップ保証金額

年金支払開始日の直前の
契約応当日における
ラチェット保証金額

年金支払開始日前日における
積立金額

⚠️ 受取総額保証金額を一括でお受け取りいただくことはできません。

受取総額保証金額が最低保証されるのは、特別勘定終身年金でお受け取りいただく場合に限られます。積立期間中にご契約を解約する場合や年金の一括支払の場合、また、特別勘定終身年金以外の受取方法で年金をお受け取りいただく場合には、受取総額保証金額ではなく積立金額を基準とした受取額となるため、一時払保険料を下回る場合があります。

これからも、輝きつづけたい。

HALFtime+

ハーフタイム・プラス

変額個人年金保険(07)終身D3型

ゆとりあるセカンドライフへの“くふう”。
3つのポイントで、
 “ハーフタイム・プラス”が、しっかりサポート。

ポイント1 **ずーっと受け取り!**

運用を続けながら、一生涯受け取る年金

⚠️年金支払期間中に積立金額がなくなった場合には、それ以降特別勘定での運用は行いません。

ポイント2 **すぐに受け取り!**

積立期間は、最短1年から自由に設定

⚠️積立期間1年の場合の年金支払開始日は、契約日から1年後の契約応当日となります。

ポイント3 **ふやして受け取り!**

受取総額保証金額をふやすための2つの機能

⚠️「2%ロールアップ保証機能」により受取総額保証金額が増加する期間は最長10年間です。

受取総額保証金額とは?

- 年金額の算出の基準となる金額です。
- 年金支払開始日以後における「既払年金累計金額」と、被保険者がお亡くなりになった場合の「死亡一時金額」の、合計金額の最低保証金額のことをいいます。
- 受取総額保証金額は、下記のうち最も大きい金額となります。

年金支払開始日における ロールアップ保証金額	年金支払開始日の直前の 契約応当日における ラatchet保証金額	年金支払開始日前日における 積立金額
---------------------------	---	-----------------------

⚠️受取総額保証金額を一括でお受け取りいただくことはできません。
 受取総額保証金額が最低保証されるのは、特別勘定終身年金でお受け取りいただく場合に限られます。積立期間中にこの契約を解約する場合や年金の一括支払の場合、また、特別勘定終身年金以外の受取方法で年金をお受け取りいただく場合には、受取総額保証金額ではなく積立金額を基準とした受取額となるため、一時払保険料を下回る場合があります。

特別勘定で運用しながら、 一生涯にわたって、お受け取りいただく年金

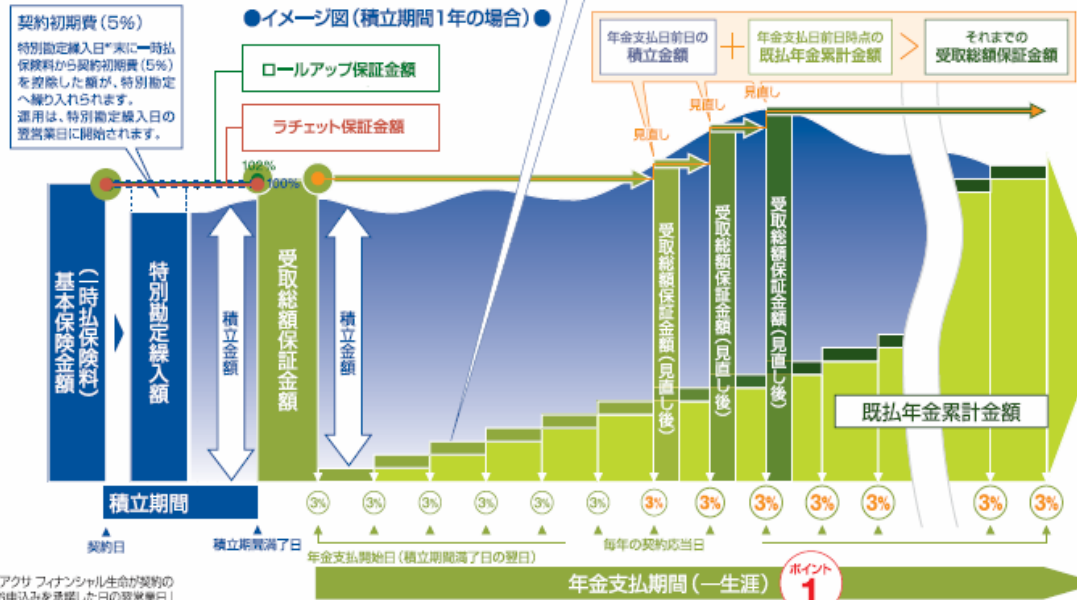
特別勘定終身年金

- 年金額は、「受取総額保証金額×算出率【表1】」となります。
→算出率は積立期間に応じて決まります。
- 年金支払開始日は積立期間満了日の翌日で、以降の年金支払日は年単位の契約応当日となります。
→年金をお支払いする際には、積立金額から年金額を控除します。
- 年金支払開始日以後の運用実績が好調で、毎年の年金支払日前日において「積立金額+既払年金累計金額」が、それまでの受取総額保証金額を上回った場合には、その金額を新たな受取総額保証金額として適用します。
→受取総額保証金額を見直した後の年金額は、「新たな受取総額保証金額×算出率【表1】」となります。

⚠️年金支払期間中に積立金額がなくなった場合には、それ以降、特別勘定での運用は行わないため、その後の受取総額保証金額の見直しはありません。

【表1】積立期間に応じた算出率

積立期間	1~2年	3~4年	5年以上
算出率(対受取総額保証金額)	3.0%	3.5%	4.0%



*1「アクサ ファイナンシャル生命が契約のお申込みを承諾した日の翌営業日」または「契約日からその日を含めて8日目(アクサ ファイナンシャル生命の休業日にあたる場合には翌営業日)」のいずれか遅い日

※記載の図はイメージ図であり、将来の積立金額、ラatchet保証金額、受取総額保証金額、年金額等を、保証・予測するものではありません。
 なお、災害死亡給付金額は表示しておりません。
 ※年金をお支払いする際には、積立金額から年金額を控除します。

ポイント1